

助成金・機材についての運用規定

1. 助成期間は当該年度内（2019年5月1日より2020年4月30日まで）とし、助成期間終了までに助成金を使用すること。
2. 助成金は適切に管理すること。研究助成金は助成対象者の個人口座に振り込み助成対象者自身で管理することを原則とする。その場合、専用の普通預金口座を開設し、利息を含めて全額を使用すること。助成期間終了後に残高が0となった通帳のコピーを提出する。通帳の宛名は、2019年度研究助成金 代表者〇〇〇〇とする。助成金を所属機関が一括管理することが必要な場合は、所属機関に振り込まれた助成金が、助成対象者により適正に使用・管理されたことを当法人が文書等により確認できることを条件とする。この場合は、事前に事務局まで連絡し、間接経費が免除されるよう努めること。
3. 終了後は報告書および証拠書類（領収書等）の提出を求めるので用意しておくこと。領収書の宛名は必ず「NPO 法人ジャパンハートクラブ」とし、所属機関名や個人名のみ、“上様”等の記載は避ける（当法人名でない場合、支払いができない場合がある）。なお、出納様式については、別途事務局より配信する。また、助成金の使途が申請内容と異なる場合は、その理由を文書により提出するよう求めることがある。
4. 助成金は、研究に要する物品の購入費用および研究の推進に必要な用途に使用すること。また、備品購入、謝金、学会年会費、旅費、学会参加費として使用することはできない。なお、営利を目的とする場合など助成金申請書において助成金の使途が、本助成の目的にとって適切でないと判断される場合は、審査の対象外となる。助成金の使途について、不明の点は使用に先だって当法人事務局に問い合わせること。
5. 研究期間中、貸与する機材の不具合による研究協力者等の健康被害や物損については、当法人は責任を負わないので、機材の安全確認や保守・管理については研究代表者が責任を持って行うこと。機材は研究期間終了後、速やかに当法人の指定する場所に返却すること。なお貸出時ならびに返却時の運送費用は当法人が負担する。研究期間中の機材の損傷や故障については、故意または重大な過失によるもの以外は当法人が負担する。
6. 研究成果を論文として発表することを義務とし、該当論文には本研究助成を受けた旨を記載し、論文別冊を事務局に提出すること。それとは別に研究助成報告書（研究の概要と成果に関する報告書、1200～1600字程度）を提出することが必要である。論文

の学術誌への投稿は 2020 年 12 月末とする。事情により掲載が遅れる場合は「論文提出遅延理由書」の提出を求める。

以上